174	ST ANTONY	IND-TN-15-MM-8997	—	—
175	ST MARYS	IND-TN-15-MM-3793	—	—
176	STAR OF THE SEA	—	—	—
177	STS-50	8514772	5VDR2	—
178	Ta Fu 1	9259070	—	—
179	Tching Ye No.6	49081002	V3GN	—
180	TIAN LUNG NO.12	—	—	—
181	Trinity	7321374	—	—
182	Wen Teng No.688	8994295	V3TK4	—
183	XING HAI FENG	7826233	3FHW5	—
184	YAHOVA NICY	—	—	—
185	YI HONG 3	—	—	—
186	YONA	IND.TN.15.MM.5707	—	—
187	YU FONG 168	—	BJ4786	—
188	YU MAAN WON	—	—	—
189	YUANDA 6	412356488	—	—
190	YUANDA 8	412365486	—	—
191	YUTUNA 3	—	CPA 212	—
192	YUTUNA NO.1	—	CPA 302	—
193	ZHE LING YU LENG 90055	—	—	—
194	ZHE LING YU LENG 905	—	—	—
195	ZHEXIANG YU 23029	412123526	—	—
196	ZHOU YU 651	—	—	—
197	ZHOU YU 652	—	—	—
198	ZHOU YU 653	—	—	—
199	ZHOU YU 656	—	—	—
200	ZHOU YU 657	—	—	—
201	ZHOU YU 658	—	—	—
202	ZHOU YU 659	—	—	—
203	ZHOU YU 660	—	—	—
204	ZHOU YU 661	—	—	—
205	ZHOU YU 808 (舟漁 808)	—	—	—
206	ZHOU YU 809 (舟漁 809)	—	—	—

その他告示

○外務省告示第三百一号

令和六年七月八日にマニラで署名された日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定について、両締約国が同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、令和七年八月十二日にマニラで行われた。よって、同協定は、その第二十九条２の規定に従い、令和七年九月十一日に効力を生ずる。

令和七年八月十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百二号

令和六年七月八日にマニラで日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定が署名された際、同協定に関する次の合意された議事録の署名が行われた。

令和七年八月十四日

外務大臣　岩屋　毅

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定についての合意された議事録

本日署名された日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、協定の交渉において到達した次の了解をここに記録する。

１　第一条、第六条、第十一条、第十三条、第二十一条及び第二十三条

両締約国は、「公務」の意味を別途確認する。

２　第五条及び第十条

これらの条に別段の定めがある場合を除くほか、道路の使用、航空交通及び船舶の航行に関する接受国の関係法令が適用される。

３　第十七条４

接受国において訪問部隊又は文民構成員に雇用される文民たる労働者は、いかなる目的のためにも、訪問部隊の構成員又は文民構成員とみなされない。

４　第二十一条５(c)

接受国の当局による訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕についての通報は、遅滞なく（実行可能な限り当該逮捕から二十四時間以内に）行われる。

二千二十四年七月八日にマニラで

日本国のために

上川陽子

フィリピン共和国のために

ギルベルト・テオドロ